

議案第26号

平成29年度富士見市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富士見市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 (年間) | 50,224戸 |
| (2) 年間総給水量 | 11,293,000m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,940m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,850,827千円
第1項 営業収益		1,771,785千円
第2項 営業外収益		78,542千円
第3項 特別利益		500千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,645,512千円
第1項 営業費用		1,587,922千円
第2項 営業外費用		56,390千円
第3項 特別損失		200千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,008,800千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,907千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,108千円、過年度分損益勘定留保資金562,415千円並びに

当年度分損益勘定留保資金 353,370 千円で補填するものとする。)

収		入	
第1款	資本的収入		6,400 千円
第1項	他会計負担金		3,700 千円
第2項	工事負担金		2,700 千円
支		出	
第1款	資本的支出	1,015,200 千円	
第1項	建設改良費	774,271 千円	
第2項	企業債償還金 (一時借入金)	240,929 千円	

第5条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用の場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	116,323 千円
(2) 交際費	20 千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、5,725 千円と定める。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出します。